

[020]史淵表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/2340936>

出版情報 : 史淵. 20, 1939-03-31. Faculty of Law and Letters of the Kyushu Imperial University
バージョン :
権利関係 :

桌 報

第十回九州史學會大會

昭和十三年度の史學會大會は九州史學會創立五十周年の記念講演會を福岡市並びに佐賀市に於て開催す。講演會（福岡市）

十一月十九日（土曜）午後一時より福岡市因幡町、縣教育會館にて委員長長沼賢海教授の開會の挨拶あり。左の講演を行ふ。各先生方の手記を頂いて、左に講演の梗概を記す。）

一、ドイツ國民意識と人文主義

小林榮三郎氏

ドイツ・フーマニストの中でも、フッテン、ヴイムプフェリング、ペーベルなどには相當に強いドイツ的國民的な感情或は意識の存在が見られるのは周知の通りである。かゝる感情或は意識といふものは、單にこれらのフーマニストが古典によりゲルマニヤその他の歴史を知ることによつて起つたばかりでなく、既にそれ以前から貨幣經濟の發展、商業の繁榮、都市の勃興によるドイツ諸地方の經濟的社會的結びつき、及ローマやフランスとの對立などに醸成されたドイツ的意識

の存在したことも云ふまでもない。ハンザの商人が「ドイツのハンザ」と稱したことは有名であり、ディール (Diehl) が *Historische Zeitschrift* (156. Bd. 3. Hft.) 誌上に述べてゐる如く「ドイツ國民の神聖ローマ帝國」の稱號の變遷にもドイツ的意識の次第に發展して來た跡がうかがはれる。かうした素地或は背景とフーマニスムスの思想との上に、フッテンの「アルミーニウス對話」、ペーベルの「皇帝マクシミリアン及ドイツを讀ふ」、ヴイムプフェリングの「ゲルマニア」及び「ドイツ史略」等のもつゲルマニヤ理念、帝國理念とも呼ぶべきもの、或は更にカール・ブランドイが「ドイツ史の理念」と稱するところのもの (*Deutsche Vierteljahrsch.*, f, *Literaturwiss.*, u. *Geistesgesch.*, 3. Jahrg. III. Bd.) が顧られる。通常十九世紀におけるドイツ國民意識の高揚は、その淵源を十八世紀中葉クロツプシュトック以後或は更に遡つても、せいぜい啓蒙思想初期、敬虔主義あたりに求められてゐるが、ヨアヒムゼンはドイツ史全時代に跨るその「ドイツ民族よりドイツ國家へ」に「ドイツ國民意識の一つの歴史」 (*Eine Geschichte der deutschen Nationalbewusstseins*) といふ副題を興へてゐる。ドイツ・フーマニストの國民的意識が十七世紀バロック愛國心から十八・九世紀に至る「一つの歴史」にお

いて如何なる地位に立つか、後代の國民的意識と如何に關聯するかは、なほ研究の餘地があらう。

一、日唐交通の回顧

鏡山 猛氏

我が國の政治文化の向上に重大な關係を持つた遺唐史は、仁明朝の發遣を最後として停止された。けれども私的の往來は、日唐貿易の急激な發展によつて、公的遣使時代よりもとみに活氣を加へた。渡唐の僧徒も隨時それ等の商船に便駕して來往するに事缺かなかつた。茲には遣唐使廢止以後の史料によつて日唐間を來往する船舶の頻度を攷へ、航路の變遷によつて航海技術の發達を見、次に航海貿易に従事する者の國籍につき、表面は唐人名らしく見えるが、その實新羅人、渤海人、日本人等が含まれてゐる事を指摘し、これ等異國人の集團の日唐の要津に於ける活動狀態を覗ひ、以て日唐の文化交流が遣唐使の廢絶を以て閉塞されたものでないといふ一面を觀察した。

一、東西交通史上の雲南・四川

重松 俊 章氏

今次事變に蔣介石政權が四川・雲南に據て長期抵抗を企圖してゐるのは主として海上よりする英佛の經濟的援助と陸上よりする蘇聯の軍事的後援に頼るものであるが、英佛の援蔣ルートは主として、緬甸と河内の

兩路から雲南を經由して四川其の他の西南諸省に到るものであるが、蘇聯の武器や戰爭器材は主として新疆、甘肅方面から陝西、四川、湖北各地に移出されてゐるやうである。その中、蔣政權の中心は四川（重慶）と雲南（昆明）とにあるから、南方海上よりする英・佛の援助は廣西・雲南方面に集中され、北方陸上よりする蘇聯の援蔣は甘肅・青海方面から勢ひ四川に集中されてゐるやうである。

仍て雲南・四川兩省の東西交通史上の重要性が問題となる譯であるが、併し限られたる時間で之等兩省の東西交通史上の變遷過程を述べることが出来ないから、此處ではその最古の史的事實の一二を指摘するに止める。

雲南が西方諸國と支那帝都との連絡の要衝となつたのは後漢の初期で、和帝の永元九年（西紀九七）に今の緬甸（揮國）王雍由調の來貢の頃から史上に現はれてゐる。揮國は今の緬甸の Shans 族の國を意味するが、之が、當時雲南の保山縣（漢代の永昌即ち不韋縣）の方面から、大理、昆明を經由して後漢の首都洛陽に入貢した形跡が認められる。此の揮國王雍由調は後漢の安帝永寧元年（西紀一二〇）にも亦使を遣はして、大秦（羅馬）幻人（手品師）を貢獻してをる。此の幻人の言ふ處に由れば我海西人。海西即大秦也。揮

ハ國西南通ニ大秦ニとあるから、當時緬甸（暹國）が印度の錫蘭島を經由して東洋に來航せる羅馬人や波斯人乃至亞刺比人など、直接交通貿易してゐた事實が判かると共に、而も揮國王雍由調の使節が雲南を經由して洛陽に來た事は三國時代の魏略の西域傳に、大秦道ニリス。既從ニ海北陸道。又循レ海而南。與ニ交阯七郡外夷一（通？）。北又有ニ水道。一通ニ益州永昌一。とあり、漢代の益州永昌は現今の雲南省の保山縣（Salween 河上流左岸）の附近で、之は緬甸の八莫（Bhamo Irrawadi 上流右岸）から雲南省昆明への交通の要路に當つてゐるから、當時の使は今の Irrawadi 河下流域地方から八莫・保山を經由して雲南（昆明）に至り、更に、四川に出で、漢都（洛陽）に來たものと推測せらるゝ。従つて現時の英國の投蔣ルートの一つである緬漢路は既に後漢の初・中期（西紀一、二世紀の交）頃から西南徼外の蠻夷が支那との交通路として利用してゐたもののやうである。

次に四川省が、陸路に由て西域諸國と交通してゐた事實は恐らく前漢武帝（西紀前一、二世紀）の昔にまで遡り得るであらうが、三國時代（西紀三世紀）の頃になるとその交通往來が頗る頻繁となり、蜀漢と涼州（甘肅武威縣）の居留西胡との間に政治的交渉さへも開かれてゐた事實がある。三國志（蜀志劉禪傳）によ

ると、蜀の建興元年（西紀二二五）に諸葛亮が漢中に出征せんとせし時、今の露領中央アジア各地から涼州に移住せる西域諸胡が蜀漢の戰役を援助せんことを申出でた記事がある。即ち、

涼州（甘肅武威縣）諸國王。各遣三月支・康居胡侯。支富・康植等二十餘人。フイタツテケク詔受三節度ヲ。

とある。之は彼等胡人が成都に到つて諸葛亮の出征に参加して其の節度を受けた事を述べたものである。此處に支富とあるは月氏（月支）の胡人の名であり、康植とあるは康居の胡人の名である。恐らく此等の胡人は當時涼州に移住してその地の有力なる財閥として、此處で政治的地盤を有してゐた爲めに、『月支・康居胡侯』など、呼ばれたものであらう。之が何故に蜀漢に味方して北方の曹魏に反抗せんとしたかの原因は不明であるが、當時蜀漢は江南の孫權と同盟して曹魏と抗争してゐた時だから、揚子江流域の市場を確保する目的から之等西域の胡商、財閥等が蜀漢や孫吳に味方した譯ではないだらうか。之は興味ある研究題目である。いづれにしても斯の如く蜀（四川）と新疆甘肅方面の胡族の財閥など、の連繫拘結は早くも三國時代から史上に現はれてゐるので見ると、今日蘇聯が新疆ルートを通じて重慶の蔣介石政權を政治、經濟的に援助してゐる事實は必ずしも偶無の事柄でないことが判か

るのである。

一、虎關禪師の國民的自尊心

長沼賢海氏

内容の詳細は既に「史淵」並びに「史學雜誌」に發表されたるを以て梗概を略す。

晩餐會研究發表講演會

講演に引續き縣教育會館にて開催、同席にて左記の研究發表あり。

一、聖徳太子繪傳の研究 菅瀬大芳氏

一、筑水會について（久留米地方立憲思想發達史） 伊奈健次氏

一、「萬歳」について 川上市太郎氏

一、比惠の住居遺跡について 鏡山猛氏

一、地名「埠」について 日野開三郎氏

講演會（佐賀市）

十一月二十日（日曜）午後一時より佐賀市松原町の佐賀縣教育會館に於て開催す。聴衆約百二十名で午後四時半會を閉ぢる。

一、支那地名の由来について

日野開三郎氏

現在支那に於いて鎮・埠・集等と呼ぶ都市又は聚落がある。此の中鎮は唐の軍政に起原をおく。即ち唐の

藩鎮が管内の要地に兵を屯駐せしめ此れを鎮と呼び、それが五代を経て宋に至る間に小都市を指す名稱に變化したものである。埠は埠頭を中心として發達した町村で、従つて水邊に位してゐる。古くは歩と書かれ南朝頃より史籍に現れ、北宋の時已に埠と書かれることもあつたが尙一般には歩と書かれ、埠が一般となつたのは元明時代の様である。集は定期市を指し、それより定期市を中心として發達した町村を呼んだのである。埠には船荷の積卸の便があり多く定期市が開かれてゐたが、かかる場合は埠と呼ばれることもあつたわけである。墟と呼ぶ地名も多いが墟は集と同じく定期市及びその定期市の行はれる場所を指してゐたのである。步（埠）墟は一般に南支那に多い。但し埠は北支山東省等にも見られ、南支那に限られてゐるわけではない。

一、我が古代に於ける人間觀

竹岡勝也氏

一、古代神々に見られる人間的性格

二、人間觀と靈魂觀

三、人間神發生の社會的關係

四、神代觀念の成立

五、高天原觀念の成立

六、現身の自覺と神人の分離

七、現人神思想の完成

以上の諸項目に亘り主として神と人との關係を辿つて人間觀を述べたものである。嘗つて神聖であつた人間は人間的自覺の發達に伴ひ次第に神人分離の經路を辿つて來たのであつたが、一方現人神思想の完成に伴つて神人の間に新なる關係が結ばれ茲に神國の思想的體制が確立される由來を問題としたものである。約一時間半に亘つて詳細な説明があつた。

一、英國王室の傳統

長 壽 吉氏

英國王室は十一世紀後半安朝末期から成立するもので、決して古くはない。元來征服に生じたアングリヤ國で、王領は封建制度下に、王室を諸侯中の最大たらしめた。我國の大名の最大のやうなものである。その權威は財力で保たれる。之は大憲章中の獻金の項、及び宗教改革の寺領沒收、又は東印度會社の王室株券のことである。これら征服と財力集中の歴史には、幾多の罪惡不徳が行はれた。その例は數々ある。近世地主階級の政治的失勢とともに、英國は實に王冠を戴く共和國なり切つたのである。一面に於て王室内には十六七世紀以來王位の爭奪甚しく、流血暗殺の悲惨數限りがない。その結果議會の定める繼承法が支配し、

王位は議決に由つて定まる。現王朝は獨逸から入つて、初王以來英語を解せざる王あり、「我等の言語にさへ他國人」と謂はれた。ヴィクトリア女王は有名だが、その人望は却つて女王の夫アルバートに存した。畢竟傳統から觀れば、英國王室は議會が國教々會に反對せざる人物を選立するものであり、議會に制限されて、その間の争は財政問題で、軍隊を置くのは、所謂王位は兵隊を養ふと云ふ關係であり、責任内閣とは、王と議會との争に際し、王の身代りとなつて倒れるものである。英國共和國が王冠を懐きつゝあるのは、英國人の一種のシヅアライにも出で、且王室が國民、それは支配し政治する國民大衆の表號とも見られ、屬性とも考へられるからで、決して統治大權を有する尊嚴ではない。

(中江)

西洋史學研究會

昭和十三年十二月三日、十四年一月三十日、二月十八日、演習室において例會開催、長教授、小林講師、學生一同出席、左記の紹介があつた。例によつて各々紹介者を煩はしてその概要を記することにする。殊に長教授よりも御手稿を戴いたことを深く感謝する。

(岡田)

K. Larenz, Notiz über O. Vosslers-Der
Nationalgedanke von Rousseau bis Ranke.
(Zeitschrift für Deutsche Kulturphiloso-
phie.4. Bd. 1. Hft, SS.102—108.)

小林 茶三郎

「ドイツ文化哲學雜誌」編者の一人で法律哲學に造詣深きカール・ラレンツがオットー・フォスラー著「ルソーよりランケに至る國民的思想」(一九三七年)を評したものの、單なる書評以上に、評者の「國民」(Nation)觀を見る上に興味あり、且傾聴に値する。フォスラーの著書はルソー、ジェファソン、バーク、マツチーニ、フイヒテ、フンボルト、ヘーゲルにつき、彼等がいづれも抽象的超越的思惟を離れて具體的内在的思惟に向へるを指摘し、かゝる具體的思惟によつて「國民」なるものゝ把握ははじめて可能となつたとする。この着眼は慥かに正しいとラレンツも認める。しかし次の諸不満がある。Möser やアルント、シュテイエルマツヘルも扱つてほしい。ルソーについてはヘーゲルの先驅者の一面のみを強調して逆の一面が閑却され、フイヒテに關しては「本源的」(ursprünglich)を「歴史によりて作られざる」の意とする誤謬に陥つてゐる。フイヒテの「實踐的」理性と、國民主義に特有の行動主義的要素との間の關聯も忘れてゐる。殊に

ヘーゲルにとり國家は一民族の完成された姿なることの認識が不充分である。法律哲學でなく歴史哲學に至つてはじめてヘーゲルの國民的國家が見られるとするは誤りも甚だしい。況んやヘーゲルがプロシヤをナチオンと見做したとせるは奇異な説である。以上個々の點にも増して甚だしい不満は、フォスラーがマイネッケの「國家的國民」と「文化的國民」との抽象的區別を踏襲せることである。凡そ「國民」なる概念はかゝる區別を許さぬ具體的概念であるに拘らず、かゝる抽象的見地に立つが故に、フォスラーは更に國民を定義して「國民たらんと欲するもの」とするに至る。これは定義中に含むことのほかに、人間の集りが「欲する」のみにて國民性を創造し得ざることを忘れてゐる。國民の基礎を構成するものは系統の共通性とか、Land-schaftによる刻印 (Prägung)、また歴史の運命をもにすることによる刻印とか一連の諸要因であつて、國民なる概念はこれらの要因を包含する具體的概念にして、單一なる抽象的標識によつて定義し得べきものではない。かくてフォスラーはその研究の成果が抽象的思惟より具體的のそれへの推移に歸着せるにも拘らず、「國民」概念の把握においては極めて幼稚なる抽象的段階に止まれるものと云ふべきであるとされる。

Jacques-Henri Lespagnon, La Loi du Sacrilège. (Donat-Montheustien. Paris, 1935. 96 pp.)

辛 島 重 義

一八一四の憲章第六條によりカトリック教は國教と認められ舊狀を回復すべきを約されたが、瀆神罪は未だ規定されるに至らなかつた。従つて當時カトリックの立場に在る人々を以てすれば此法なきを不満とし、時偶々カトリック勢力の優越的存在、一部輿論の動向、縣會及諸法院の懇請等による該法案の計畫が上院に提出され、提案者たる國庫保管官ペイロネ伯は宗教的立場より盜犯瀆神の行爲を處罰する必要と無神論的傾向を袖手傍觀するの愚と危険とを説明し、當該法が憲章の宗教自由に抵觸するものに非ず、又所謂退歩的なるものに非ざる旨を述べて委員會に附託せられ、兩院共に議論沸騰し、當該罪狀の尠少性、或は死刑罪の中世的なる點又宗教理想への背馳、換言すれば此法の不必要性・野蠻性・時代錯誤性を痛論して結局は採擇實施されたるも、爾後五年間當該罪狀の重罪裁判所に提出せられたものなく、従つて七月革命後に廢止の運命を見た。著者は此法案の經過を敍べて結論として云ふ。今日斯の如き法は非常な時代錯誤と解される。しかし當時の佛蘭西としては革命と帝政の創痍を癒すべく、又平和と秩序との維持を欲してゐた。例舉せばル

イ十八世が治世二十年と稱せる憲章も、シャルル十世が廢止せる諸主義の復活を希望せるも此のためであつた。カトリック教の舊狀回復も此國の將來に取り必要なりと思惟せられたるがためであつた。換言せば反動の法、拙劣なる法ではあつたが、此法は國家の偉大さの復活により、惹いては佛國民の精神的偉大さが宗教教育とキリスト教理想とにより、回復し得ると考へた點から出發してゐると論ずる。要するに此法案の經過は復古王朝時代の宗教的情熱の一部を示すものであり、此法のみが單獨に論議され非難さるべきでなく、他の諸事件例へばエミグレ法、長子相續法、世襲財産法と併せ考へらるべき性質のものである。

Johannes Hennig, Die Geschichte des Wortes „Geschichte.“ (Deutsche Vierteljahrshrift. 1938. 16 Jahrg, Heft 4. Ss. 511—521)

大 杉 知 恵 子

ヘーゲル以來我々は“Geschichte”を主觀的・客觀的なる概念の下に理解して來たが、この Geschichtsbegriff の宿命的な二重意味性はその樹念史的根據と Geschicht と historia との一樣化に持つ。論者は主に十七・十八世紀にその例を拾ひつゝ今日 Geschichte が複雑なる概念を持つに至つた過程を述べ、
1. Entstehung der subjektiven Bedeutung (Ges-

chichte als Erzählung.)

2. Entstehung des Kollektivsingulars (die Geschichte > die Geschichten.)

3. Entstehung der spezifisch historischen oder geschichtskundlichen Bedeutung.

により此の間の説明を與へ得るものとして本論を三節に分つて居る。

かくして Geschichte の歴史は、十九世紀古典的歴史學に於いて二重意味性の勝利によりある終結に達したが、次の變化は如何なる領域が歴史に屬してゐるかの問題たる内面的概念史に於いてなされるであらうと言を結ぶ。

Garvin B. Henderson, Napoleon III. et son projet de voyage en Crimée, 1855, tr.

(Revue historique, jan.-mars 1938, pp. 115-129.)

長 教 授

是一論文は、ドラゴルス「第二帝政史」塊使節フェブナア備忘録、ウインツル王宮文書、サクソニヤ文書、トゥヴネル記録、ウイクトリヤ女王書翰、カウリイ卿等の諸書翰に據つたもので、文獻に於て不足が無い。末尾に第二帝政の性質、又クリミヤ戰役時の佛英關係の性質、ともに不安定なりしことを述べてゐるが、吾

々にとりては、第二帝政がその當初から頗る慘害を生ずる傾向に深かつたこと、論者の謂ふが如きものあることよりは、寧ろナポレオン三世の性格が能く窺はれることに於て、是論文が有益である。普通に六〇年代即ち皇帝發病の頃から、帝の無規道的な行動は知られてゐるが、實は伊太利戰役、メキシコ遠征以前、既に「光榮」のクリミヤ戰役時に、トゥヴネルの所謂「皇帝の秘密」は、充分に顯はれてゐた。この點に關し、是論文は詳細に且興味多く説明してゐる。論文に依れば、ドラゴルスの言ふが如くクリミヤ戰役の意圖及目的に就ては、當時人々憶測するのみである。聖蹟管理問題は開戦後無意義となり、英佛共同の行動には、英の現實的なものと佛の道義的なものとが、全く背反した。ナポレオン三世の目的神聖同盟のグルウプを瓦解せしむるにあつたことは、おのづから塊太利の抱き込みを、露西亞と争ふ。このためセバストポル陥落を一日も早からしむる必要から、帝がバーマーストンに送れる書簡には帝親征してクリミヤに赴くの意が述べられてあつた。この親征計金は皇后が大に推輓したものであつたが、内政上大なる危険を伴つて、ベルシニイその他重臣等の憂慮甚しかつたものである。然るに一八五五年三月二日露帝ニコラスの死は戰役形勢を變じたことよりは、ナポレオン三世の態度を變じた。トゥ

ヴネルがベネデッティへの書簡には、これを「奇蹟」と形容してゐる。(因みに、ナポレオン三世の露帝ニコラスに對する悪感情は、即位當初の親書の *mon bon frere* の拒否に始まり、このことは外交上及び帝の行助の歴史に、興味ある關係を想はせる。) 斯くて帝の「クリミヤ親征」の企は餘程淡くなつたが、前記奥地利抱き込みの外交交渉進捗中に、皇帝及び皇后は一八五五年四月英國を訪問してゐる。親征を思つたのは同月末であるが、帝の外交が英國に引きづられてゐたこと、後年伊太利戰役、獨逸戰役へ延長される形勢の觀察、ことに帝の爲人がこれらに参照される。この一論文は有益な好文字である。又奥地利史料を多く用ひたら別趣の論文にもなるかと思はれる。論者はグラスロー大學の教授。

Gerhard Kritei, Die Judenfrage. m. zwei Beilagen: Antwort an Martin Buber, Kirche u. Judenchristen. Stutt. 1934. pp. 84 (Beil. pp. 87—113.) (Ann. pp. 115—135.)

長 教 授

小冊子で、著者がチュービンゲン神學教授たること、獨逸猶太排斥の際のものであることが、先づ注意される。註解が詳細で殊に有益。ブウバアの「完整猶太主義論」(Reden üb. das Judentum. 1923) と對照

せば、興味多かるべし。附論未讀。本論は、猶太問題の性質を論ずるところは頗る適切にして、猶太問題の解決を論ずるところは頗る強附會の感がある。著者は、猶太問題に關する世上の不安は、問題の性質を了解せざるに起因すとし、問題は一に懸つて宗教的觀察に存すとし、感情或は標語の上の對策を不可とし、まづ人は問題の歴史性を、二つの嚴然たる史實に照し見るべしとする。二つの史實は、猶太の分散即ち少數民族的性質でないディアスポラ狀態の發生と、猶太の解放即ち近代傾向に基くその自由解放、從つて猶太の同化の問題を伴ふものである。而して個人的關係でなく民族的關係であるべき猶太問題に對して、換言せば、二つの史實が猶太人個人の上の運命でなく、民族としての上の運命であることから生ずる猶太問題に對して、著者は解決の四種をあげて、(一)ボゲロム即ち迫害放逐の方法、(二)チオニズム即ちパレスチナ猶太國の再建の方法、(三)アッシミラチオン即ち他民族中に同化せしむること、(四)フレムドリングシャフト即ち他民族間の異端他國人狀態を史的结果として維持すること、に分けてゐる。さて著者は(一)及び(二)の不徹底不可能を説いたのち、(三)に就いて、ゲットの由來から説き起し、解放の發生、猶太の世界主義の性質、同化に關する諸思想、反猶太主義、その反撥を説く。この邊甚有益。

然しディアスポラ猶太人の他國人状態存在に關して、その文化的功績を認むるやうでありながら、また例へば教育不可關與を論ずるなど、やゝ混雜を感ぜしめる。結局、不分明ながら著者の意(三四)の中間を行くやうであり、決して新味あるものとは思はれない。畢竟著者は宗教的關係を論じ、猶太教の状態を叙して、懐古運動を非難し、時勢適應を説き、而して言外に、或は明言せずして、猶太のクリスト教改宗を從憑してゐることが窺はれる。曰く「猶太の洗禮は、その猶太存在には觸れぬ。クリストは獨逸人たれとは言はぬ。改宗猶太は獨逸人でなく、猶太クリスト教徒 *Juden christen* である」と。註解中、「猶太クロニクル」(ロンドン)の評言、「ヒトラアの革命は史上最も卑劣な革命たる稱があるが、キツテル教授の書は、猶太問題の最も卑劣な處理である」といふものを援用してある。

Carl Becker, What is Historiography?

(The American Historical Review Vol.

XLIV No. 1 Oct. 1938 pp. 20—28)

大杉知恵子

歴史に就いての知識の便覽を示し *historical works* の價值評價に過ぎない質利的なものを *Historiography* の第一段階と見る論者はその第二段として *Barnes*

等の *intellectual historiography* を評し、更に「正統派」に對し、若し *History is past politics* なりとすれば新しい歴史家の任務は奈邊に存するかと反駁し、要するに *historiography* は質利的立場を去つてもつと單純に考へる可きである、と言ふ。即ち現代の文化に對して過去のもの如何なる貢獻をなしたかといふことよりも、彼等の時代の文化型 *pattern* に於ける彼等の役割を見る事が必要である。我々の目的は眞理であるか否とに不拘、如何なる思想がその時代に受け入れられ、それを享けた人の上に如何なる印象が起つたかを知る事である。此の意味から神話が假令眞理を傳へるものでなくとも、當時に於いて人々がそれを信じたといふ事が歴史家にとつては重要である。科學にとつて神は無用なものであるとしても、歴史にとつては神はその餘りにも大きな人間との關係の故に觀過す不可るものであり、*historiography* は先づ *pre-historic* 時代から始められねばならぬ。

歴史が過去の觀念として又時空の中に起つたこととして考へられ又起りつとあると考へられる諸の事件の了解として見られる時には、この原因結果の關係に於いて如何なる立場をとるか。か様な問題の範圍に於いて論者は *historiography* に對して實り豊かな原野の開拓されることを要望してゐる。(以上)

支那學會史

昭和十三年度 史學科卒業論文題目

第七回例會（昭和十三年一月廿三日）

於縣教育會館。出席者二十名。

「王陽明の禪的雰圍氣」

「支那文學の特質」

久須本文雄氏

目加田助教

第八回例會（昭和十三年六月二十六日）

於縣教育會館。出席者二十名。

「支那思想の二面性、論語に於ける「素」につき。」

楠本 教授

第九回例會（昭和十三年十二月十八日）

於九大三畏閣。出席者十名。

臨時講義に來學中の廣島文理大學教授、加藤常賢氏に依頼し、本會の爲めに講演をして頂く。

講演題目「昆弟と兄弟について。」

第十回例會（昭和十四年二月十九日）

於九大三畏閣。出席者十三名。

「劉宗周の思想」

「王道批判」

「王陽明の佛蹟巡歴」

安倍 副手

芝 武雄氏

久須本文雄氏

國文學專攻

中世近世者の思想

聖德太子信仰の變遷

西洋史學專攻

モンロー主義の起因に關する史的考察

一八一五年乃至一八二〇年獨逸聯邦議會に於ける「帝國附庸諸侯」の問題

辛島重義

東洋史學專攻

史記游俠傳の研究

芝 武雄（中江）

